

## 第 49 回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭 2025）

### 【弁論部門】

#### 映像物（DVD・Blu-ray Disc）の作成販売・会場内への中継に係る説明書

#### 1 趣旨

第 49 回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭 2025）【弁論部門】の運営に必要な標記役務を提供する業者を公募により選定する。

#### 2 選定方法について

映像物の販売を目的とした撮影を希望する業者から企画書の提出を受け、その内容を総合的に評価し、弁論部門委員長を代表とする審査委員会で業者を選定する。

なお、企画書は、仕様書を参考に作成すること。企画書はA4判とし、形式は自由とする。

#### 3 応募資格

##### <単独事業者の場合>

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 過去に本業務と同種の業務を実施した経験を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成 11 年香川県告示第 787 号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
  - ①会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
  - ②民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 香川県税に滞納のない者。（香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号）第 180 条第 2 項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されていない者は、香川県税の納税証明書（未納のない旨の証明）を提出すること。ただし、県税の納税義務がない者（任意団体など）を除く。）

##### <複数事業者による共同企業体の場合>

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) すべての構成員が<単独事業者の場合>の（2）から（5）の条件を満たすこと。
- (2) 構成員のいずれかが<単独事業者の場合>の（1）の条件を満たすこと。

また、第 49 回全国高等学校総合文化祭香川県実行委員会（以下「実行委員会」という。）は代表者を対象として出店許可を行うため、その他の構成員については、代表者との委託契約により業務を行うこと。その場合において、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

#### 4 物品販売の出店許可申請

審査により決定された業者は、「第 49 回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭 2025）物

品販売・役務提供取扱要領」第4のAに該当し、同要領に基づき、出店許可申請の手続き等を行うこと。

## 5 販売品への損失補償等の責任

実行委員会は、出店許可を承認したことに起因する損失補償等については、一切の責任を負わない。

また、商品の製造・販売は、全て業者の責任で行い、それらの行為によってその他の第三者に損害が生じたとしても実行委員会は一切責任を負わない。

## 6 仕様書及び説明書を交付する場所及び期間

### (1) 場所

第49回全国高等学校総合文化祭香川県実行委員会公式ホームページ

<https://kagawa-soubunsai2025.pref.kagawa.lg.jp/>

### (2) 期間

令和7年2月27日（木）9時から3月14日（金）17時まで

## 7 質問の期間

仕様書及び説明書等について質問がある者は、令和7年2月27日（木）から3月6日（木）までの間において、弁論部門事務局に対して、書面により行うこと。

質問に対しては、原則として令和7年3月11日（火）までに書面（FAXを含む。）により回答し、その内容については、かがわ総文祭2025公式ホームページへの掲載及び第49回全国高等学校総合文化祭香川県実行委員会事務局での文書提示の方法により公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあつては、弁論部門事務局の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

## 8 企画書等の提出について

(1) 提出期限 令和7年3月14日（金）17時必着

(2) 提出場所 第49回全国高等学校総合文化祭香川県実行委員会弁論部門事務局

担当 安元 季里香

〒761-1794 香川県高松市香川町大野 2001 番地

香川県立香川中央高等学校内

TEL 087-886-7151 FAX 087-886-7988

MAIL [benron@kagawa-soubunsai2025.pref.kagawa.jp](mailto:benron@kagawa-soubunsai2025.pref.kagawa.jp)

(3) 提出書類 企画書5部（任意様式）

## 第 49 回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭 2025）

### 【弁論部門】

#### 映像物（DVD・Blu-ray Disc）の作成販売・会場内への中継に係る業務仕様書

#### 1 要旨

第 49 回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭 2025）【弁論部門】映像物の販売を目的とした撮影を行う業者について、公募により企画書を受け付け、審査を行い選定する。

#### 2 業務内容

- (1) 上記大会における DVD・Blu-ray Disc（以下、DVD 等とする）の販売に係る、撮影から販売までの業務全般
- (2) 会場内への映像の中継

#### 3 撮影日時・内容・場所

- (1) 撮影日時 ①本大会 令和 7 年 7 月 30 日（水） 9:00～17:30（予定）  
令和 7 年 7 月 31 日（木） 9:00～15:30（予定）  
②生徒交流会Ⅰ 令和 7 年 7 月 29 日（火） 15:30～16:30（予定）  
生徒交流会Ⅱ 令和 7 年 7 月 31 日（木） 14:00～14:40（予定）  
なお、会場設営日は、7 月 28 日（月）を予定している。
- (2) 撮影内容 ①本大会（各都道府県代表の競弁発表及び開閉会行事）  
②生徒交流会（生徒実行委員企画による参加生徒との交流会）
- (3) 撮影場所 ユープラザうたづ  
〒769-0206 香川県綾歌郡宇多津町浜六番丁 88  
TEL：0877-49-8020 FAX：0877-56-7282

#### 4 撮影に関する仕様・留意点

- (1) 出場弁士全ての競弁を記録すること。
- (2) 臨場感溢れる映像を得るため、競弁中の全体がわかる正面からの映像だけではなく、少なくとも 3 方向（正面、左右またはフロアそで等）から画角・サイズ等を工夫して適切に撮影し、スイッチャーを用いた効果的な映像収録ができること。
- (3) 開・閉会式や、交流会も全て映像化できること。（プロローグロールやエンドロールに会場への入場の様子、係生徒の仕事の様子、見送りの様子などの映像を組み込むことができること。）
- (4) DVD 等や表紙や版の装丁・デザインなど、大会の雰囲気醸し出す案（マスコットキャラクターを使用したデザイン）を弁論部門事務局に提示し、相談の上決定できること。
- (5) 競弁中は座席を移動しながらの撮影を行わないこと。
- (6) 業務に必要な映像機器等の搬入・搬出は、弁論部門事務局との協議の上、責任をもって行うこと。

#### 5 販売ブースの設置

- (1) 選定業者は、会場内ロビーに販売受付を設置することができる。

(2) 具体的な設置場所については、選定業者と弁論部門事務局が協議の上、決定する。

## 6 販売ブース及び会場内への中継

ロビー内にはモニターを設置し、モニターには収録する映像を同時配信することを原則とする。その設置場所については、選定業者と弁論部門事務局が協議の上、決定する。

## 7 DVD等の販売について

- (1) 各参加団体への注文受付から納品まで責任を持って行うこと。
- (2) 注文方法のマニュアル・注文書等を作成すること。
- (3) 注文等の受付は協議した販売ブースで行うこと。
- (4) 大会終了後、できる限り速やかに購入者に送付すること。
- (5) 価格はできる限り安価なこと。
- (6) 商品についての苦情等への対応は選定業者が行うものとし、主催者はその責を負わないものとする。

## 8 映像等の提供

大会終了後、弁論部門事務局に、撮影した映像等を無償で提供すること。提供の方法等については、別途協議するものとする。

## 9 費用について

本件に発生する費用（使用会場の物品販売手数料を含む）は、販売ブースの設置費用（机、イス等の設置費用）を除き、全て選定業者の負担とし、第49回全国高等学校総合文化祭香川県実行委員会（以下、実行委員会という。）は一切負担しないものとする。

自然災害、感染症の流行等により大会が中止又は延期となった場合に選定業者に発生した損失について、実行委員会は一切負担しない。

## 10 企画書の内容について

- (1) 必要物品一覧
- (2) DVD等の映像内容について
- (3) DVD等の画質・パッケージ仕様
- (4) DVD等の販売予定価格
- (5) 会場内への中継に係る内容
- (6) 業務実施体制、スケジュール（納期）、過去実施実績
- (7) その他

## 11 その他

- (1) 本契約に基づく成果物の所有権は、実行委員会への成果物の引渡し完了したときに、実行委員会へ移転するものとする。本契約に基づく成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は成果物の引渡しをもって実行委員会に譲渡されるものとする。また、著作権については、成果物に係る著作権者の著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。

- (2) 本業務を安全・確実に実施するように努めるものとし、業務実施にあたっては、参加者等の安全確保を十分に図ること。
- (3) 選定業者に対して、協賛の依頼を行うことがある。
- (4) その他本仕様書に記載のない事項で必要な事項については、発注者と受注者が協議のうえ、決定するものとする。

## 12 参考

第48回全国高等学校総合文化祭岐阜大会弁論部門

参加弁士（生徒）数 70人

※ 香川大会も同程度の約70人が参加予定。